

Coca-Cola East Japan

2016年度 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2017年3月23日(木曜日)午前10時
(受付開始午前9時)

開催場所 東京都港区六本木6丁目10番3号
グランドハイアット東京3階
「グランドボールルーム」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総
会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのない
ようご注意ください。)

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 当社とコカ・コーラウエスト
株式会社との株式交換契約
承認の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

目次

2016年度定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
添付資料	
添付資料1 株式交換契約書(写)	11
添付資料2 コカ・コーラウエスト株式会社定款	17
添付資料3 コカ・コーラウエスト株式会社定款変更の内容	23
添付資料4 別冊 コカ・コーラウエスト株式会社の 最終事業年度に係る計算書類等の内容	
(添付書類)	
事業報告	33
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告	54

コカ・コーラウエストジャパン株式会社

証券コード：2580

[証券コード 2580]
2017年3月3日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 赤 坂 六 丁 目 1 番 20 号
コカ・コーライーストジャパン株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン

2016年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社2016年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2017年3月22日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年3月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区六本木6丁目10番3号
グランドハイアット東京3階「グランドボールルーム」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 2016年度（2016年1月1日から2016年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 2016年度（2016年1月1日から2016年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 当社とコカ・コーラウエスト株式会社との株式交換契約承認の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ お土産をご用意しておりますが、議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し、1個とさせていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して株主のみなさまに提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ccej.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ccej.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、将来にわたる持続的な発展及び利益成長を確保するため、事業への投資を継続するとともに、健全かつ安定した配当支払いを行うという方針のもと、業績の状況等を総合的に勘案し、1株につき16円といたしたいと存じます。これにより中間配当16円を加えた年間の配当金は、1株につき32円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額 2,029,454,992円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2017年3月24日

第2号議案 当社とコカ・コーラウエスト株式会社との株式交換契約承認の件

当社およびコカ・コーラウエスト株式会社（以下、「CCW」といいます。）は、2016年9月30日開催のそれぞれの取締役会において、CCWを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換についてご承認をいただきたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、2017年4月1日を予定しております。

1.株式交換を行う理由

当社およびCCW（当社とCCWを併せ、以下「両社」といいます。）は、2017年4月1日を効力発生日（予定日）（以下、「本効力発生日」といいます。）として、株式交換および持株会社体制移行に伴い行う吸収分割を併用することにより、経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）することに合意いたしました。

国内の清涼飲料市場においては、お客さま（消費者）やお得意さまのニーズが多様化しており、また清涼飲料各社間の販売競争が激化する等、厳しい経営環境が続いております。

両社は、これまで日本のコカ・コーラシステムの一員として営業、製造および調達などの分野において、連携を強化してまいりましたが、厳しい経営環境下においても新たなビジネスチャンスを獲得し、持続的な成長を可能とするために、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。本経営統合を通じて、より強固な経営基盤を構築するとともに、両社がこれまでに培ってきた、お客さま起点での営業活動や、製造分野における生産効率向上などのノウハウを結集し、激化する競争環境に迅速に対応できる体制実現に取り組むことにより、お客さま（消費者）、お得意さま、お取引先さま、株主さま、社員等全てのステークホルダーにとっての価値を高めることが可能になるとの結論に至りました。

本経営統合を実現するために、両社は、2016年9月30日、いずれも2017年4月1日を効力発生日（予定日）として、CCWを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うこと、CCWは、本経営統合に際して持株会社体制へ移行するため、CCW

の100%出資子会社として設立した新CCW設立準備株式会社（以下、「新CCW」といいます。なお、本効力発生日において商号を「コカ・コーラウエスト株式会社」に変更します。）に、CCWのグループ経営管理事業および資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させる吸収分割を行うこと、CCWの商号を「コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社」（以下、「CCBJI」といいます。）に変更することを含むCCW定款の一部変更を行うことを合意いたしました。

かかる合意に基づき、当社は、2016年9月30日、CCWとの間で本株式交換にかかる株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

CCBJIは売上高拡大とコスト削減・生産性向上により収益力を強化するとともに、社員の能力開発にも力を注ぎ、世界でも通用するコカ・コーラボトラーを目指します。また、地域に密着した事業活動と社会貢献活動により注力することで、地域社会との共生・共栄を目指してまいります。

なお、本株式交換の効力発生日（2017年4月1日（予定））に先立ち、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、2017年3月29日に上場廃止（最終売買日は2017年3月28日）となる予定です。

2.株式交換契約の内容の概要

添付資料1「株式交換契約書（写）」のとおりです。

3.会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

①交換対価の総数または総額の相当性に関する事項

i.本株式交換に係る割当ての内容

	CCW	当社
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.75

（注1）本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

当社の普通株式1株に対してCCWの普通株式0.75株を割当て交付します。ただし、CCWが所有する当社の株式（18,576株（2016年6月30日時点））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2）本株式交換により発行するCCWの新株式数（予定）

本株式交換により新たに発行する株式数 普通株式：95,118,264株（予定）

上記株式数は、2016年6月30日時点における、当社の発行済株式数（127,680,144株）、自己株式数（837,216株）、CCWが保有する当社株式数（18,576株）に基づいて記載しております。

なお、当社は、当社が発行している全ての新株予約権の行使を認めるとともに、本株式交換によりCCWが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで、当社が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）の全部を消却することを予定しているため、実際にCCWが交付する上記株式数は変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い単元未満株式を所有することとなる株主のみなさまにつきましては、CCWの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度 (100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、CCWに対し、保有することとなるCCWの単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2. 単元未満株式の買増制度 (100株への買増し)

会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、CCWが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、CCWに対し、保有することとなるCCWの単元未満株式と合わせて1単元(100株)となるよう、株式の売渡しを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、CCW株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる株主のみなさまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、CCWが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

ii.算定の基礎

両社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はJ.P.モルガン証券株式会社(以下、「J.P.モルガン」といいます。)を、CCWはSMB C日興証券株式会社(以下、「SMB C日興証券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

J.P.モルガンは、当社およびCCWの株式の価値について、市場株価法による算定を行うとともに、両社についての公開情報、ならびに当社からJ.P.モルガンに対して提出された、当社の経営陣により作成された当社に関する財務予測およびCCWの経営陣が作成し当社の経営陣による修正が加えられたCCWに関する財務予測に基づく類似会社比較法およびDCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー)法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行いました。そして、各手法による算定の結果、本株式交換については以下の株式交換比率の算定レンジが示されました。以下の株式交換比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して割り当てられるCCWの普通株式の数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.70 ~ 0.80
DCF法	0.69 ~ 0.80
類似会社比較法	0.55 ~ 0.70

なお、市場株価法については、2016年9月29日(以下「基準日」といいます。)を算定基準日として、基準日における両社の東京証券取引所市場における普通株式の普通取引の終値、ならびに基準日から遡る1ヶ

月間、3ヶ月間および6ヶ月間の両社のかかる終値の単純平均値を算定の基礎としております。

J.P.モルガンが、DCF法による算定の前提とした2016年12月期から2025年12月期までの当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、製造や物流・配送といったサプライチェーン領域を中心とした効率化と費用削減効果や投資効果の発現等により、2016年12月期および2019年12月期において、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでおります。一方、J.P.モルガンがDCF法による算定の前提とした2016年12月期から2025年12月期までのCCWの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

また、J.P.モルガンは、2016年9月29日付で、同社の意見表明書に記載された要因および前提条件のもと、本株式交換における株式交換比率が当社の普通株式の保有者（CCWならびにその子会社および関係会社を除きます。）にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書を当社の取締役会に提出しております。

当該意見表明書は、当社の取締役会による本株式交換の評価に関連し、かつかかる評価を行う際の参考として用いられることを目的として当社の取締役会に提出されたものです。

J.P.モルガンは、当該意見表明書に記載された意見の表明およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定を行うにあたり、公開情報、当社もしくはCCWから提供を受けた情報または当社もしくはCCWと協議した情報およびJ.P.モルガンが検討の対象とした、またはJ.P.モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性および完全性について検証を行ってはおきません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っていません）。J.P.モルガンは、当社またはCCWのいかなる資産および負債についての評価または査定も行っておらず、また、そのような評価または査定の提供も受けておらず、さらに、J.P.モルガンは、倒産、支払停止またはそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社またはCCWの信用力についての評価も行っておきません。J.P.モルガンは、当社およびCCWから提出されたまたはそれらに基づき算出された財務分析および予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析や予測に関連する当社およびCCWの将来の業績や財務状況に関する経営陣の現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としており、また、J.P.モルガンは当該意見表明書に記載された意見の表明およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定を行うにあたり、CCWの経営陣が作成した同社に関する財務予測およびCCWの経営陣が作成し当社の経営陣による修正が加えられたCCWに関する財務予測における業績の相対的な実現可能性に関する当社の経営陣による評価に基づき、当該修正後のCCWに関する財務予測に依拠しております。そして、J.P.モルガンは、かかる分析もしくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。J.P.モルガンは、本統合契約および本株式交換契約ならびにこれらに関連する契約において当社およびCCWが行った表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在および将来に亘り真実かつ正確であること、ならびに当社が本統合契約および本株式交換契約ならびにこれらに関連する契約に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。J.P.モルガンによる当該意見表明書に記載された意見およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定は、必然的に、2016年9月29日現在でJ.P.モルガンが入手して

いる情報および同日現在の経済、市場その他の状況に基づいております。

当社からJ.P.モルガンに対して提出された両社の各財務予測は、それぞれ両社の経営陣により作成されており、また、J.P.モルガンは、当該意見表明書に記載された意見の表明およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定を行うにあたっては、当社の経営陣により修正されたCCWに関する財務予測に依拠しております。なお、当社およびCCWのいずれも、J.P.モルガンによる本株式交換の分析に関連してJ.P.モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、また、これらの財務予測は一般に公開することを目的としては作成されておられません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ両社の経営陣が制御できない多くの変数および前提条件（一般経済、競争条件および現行利子率に関する要因を含みますが、これらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測と大幅に異なる可能性があります。

SMBC日興証券は、CCWおよび当社について、CCWが東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に、当社が東京証券取引所にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2016年9月29日を算定基準日とし、算定基準日以前の1ヶ月間および3ヶ月間の株価終値単純平均値、ならびに両社の2016年12月期第2四半期決算発表日の翌営業日である2016年8月15日から算定基準日までの期間の終値単純平均値）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用いたしました。

なお、SMBC日興証券による株式交換比率算定書は、CCWの取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対するCCWの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.74 ~ 0.78
DCF法	0.67 ~ 0.85

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、2016年9月29日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

なお、SMBC日興証券が、DCF法による算定の前提とした2016年12月期から2025年12月期までのC

CWの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2016年12月期において、清涼飲料事業における販売が堅調に推移していることおよび業務品質の向上等により営業利益は対前年度比較で43.7%の増益となることを見込んでおり、2017年12月期においては、2016年12月期において熊本地震による特別損失の発生等の一時的な影響があったため、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでおります。また、SMB C日興証券が、DCF法による算定の前提とした2016年12月期から2025年12月期までの当社の事業計画についても、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、製造や物流・配送といったサプライチェーン領域を中心に効率化と費用削減効果や投資効果の発現等により2016年12月期および2019年12月期において、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでおります。

iii.算定の経緯

両社は、それぞれ、自らの第三者算定機関に対し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、2016年9月30日に開催された両社の取締役会において、本株式交換比率を決定し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。

iv.算定機関との関係

当社の算定機関であるJ.P.モルガンおよびCCWの算定機関であるSMB C日興証券は、いずれも当社およびCCWから独立しており、当社およびCCWの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はございません。

v.公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるJ.P.モルガンから本株式交換にかかる株式交換比率算定書の提出を受け、また、2016年9月29日付けで、同社の意見表明書に記載された要因および前提条件のもと、本株式交換における株式交換比率が当社の普通株式の保有者（CCWならびにその子会社および関係会社を除きます。）にとって当該日付け現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書を取得しております。

CCWは、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるSMB C日興証券から本株式交換にかかる株式交換比率算定書の提出を受けました。なお、CCWは、第三者算定機関であるSMB C日興証券から、本株式交換における株式交換比率がCCWにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

当社は、本経営統合の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施および本経営統合の諸手続きについて法的な観点から助言を受けております。

CCWは、本経営統合の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所より、デュー・ディリジェン

スの実施および本経営統合の諸手続きについて法的な観点から助言を受けております。

vi. 利益相反を回避するための措置

当社の取締役であるイリアル・フィナン氏につきましては、当社の筆頭株主であるヨーロッパン リフレッシュメントの全発行済株式を保有するザ コカ・コーラ カンパニー（以下「TCCC」といいます。）の上級副社長を兼務していることから、本株式交換の審議および決議には参加しておらず、本株式交換の協議および交渉にも参加していません。

また、2016年10月31日までCCWの監査等委員でない取締役であったヴィカス・ティク氏は、TCCCアジアパシフィックグループ最高財務責任者（CFO）であり、当社に出向する予定（2016年11月11日付）であったことから、本株式交換の審議および決議には参加しておらず、本株式交換の協議および交渉にも参加していません。

②交換対価として当該種類の財産を選択した理由

両社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるCCWの普通株式を選択しました。両社は、CCWの普通株式は東京証券取引所および福岡証券取引所に上場されており、高い流動性を有するため取引機会が確保されていること、および当社の株主がCCWの普通株式を交換対価として受け取る場合には、経営統合効果によって得られる利益を享受することが可能であることから、CCWの普通株式が本株式交換の交換対価として適切であると判断いたしました。

③当社とCCWとが共通支配下関係にあるときは、CCW以外の当社株主の利益を害さないように留意した事項

当社とCCWとは共通支配下関係にないため、該当事項はありません。

④CCWの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社及びCCWは、本株式交換に際して増加するCCWの資本金および準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

i. 資本金 0円

ii. 資本準備金 会社計算規則第39条に従いCCWが別途定める額

iii. 利益準備金 0円

上記の資本金および準備金の額は、本株式交換後のCCWの資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当社とCCWとの間の協議のうえ、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

①CCWの定款の定め

CCWの定款の定めは、添付資料2「コカ・コーラウエスト株式会社定款」のとおりです。なお、添付資

料2に記載の定款は、現時点でのCCWの定款の内容であり、本株式交換後は、2017年3月22日に開催予定のCCWの定時株主総会における承認決議により、添付資料3「コカ・コーラウエスト株式会社の定款変更の内容」のとおり変更される予定です。

②交換対価の換価の方法に関する事項

i. 交換対価を取引する市場

CCWの普通株式は、東京証券取引所および福岡証券取引所において取引されております。

ii. 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

CCWの普通株式は、全国の証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

iii. 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

③交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

CCWの普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヵ月の株価推移は以下のとおりです。

(単位：円)

月別	2016年 8月	9月	10月	11月	12月	2017年 1月
最高株価	2,812	2,900	3,175	3,275	3,485	3,475
最低株価	2,295	2,332	2,860	2,970	3,135	3,235

なお、日本取引所グループが以下のURLにおいて開示する株価情報およびチャート表示等により、CCWの普通株式の市場価格およびその推移等がご覧いただけます。<http://www.jpx.co.jp/>

④CCWの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

CCWは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しているため、記載を省略いたします。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

該当事項はありません。

(4) 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

①CCWについての次に掲げる事項

i. 最終事業年度に係る計算書類等

CCWの最終事業年度（2016年1月1日から2016年12月31日まで）に係る計算書類等の内容は、添付資料4（株主総会参考書類別冊）「コカ・コーラウエスト株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」の

とおりであります。

ii.最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

iii.最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

②当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

株式交換契約書（写）

コカ・コーラウエスト株式会社（住所：福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号、以下「甲」という。）及びコカ・コーライーストジャパン株式会社（住所：東京都港区赤坂六丁目1番20号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、甲は平成29年4月1日に、商号をコカ・コーラポトラーズジャパン株式会社に変更する。

第1条（株式交換及び株式交換と同時に行う組織再編）

1. 本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社として、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。
2. 甲は、本契約締結日後速やかに、発起設立の方法により甲の完全子会社（以下「本承継会社」という。）を新たに設立した上で、本承継会社の設立後速やかに、本承継会社との間で甲及び乙が別途合意する内容による吸収分割契約を締結し、本効力発生日（第6条第1項に定義される。以下同じ。）付で、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業に係る権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）を行う。但し、本会社分割の効力の発生は、本効力発生日において、本株式交換の効力が発生していることを停止条件とする。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の株式数の合計に0.75を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.75株を割り当てる。
3. 甲は、前二項に基づき本割当対象株主に対して交付又は割り当てる株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

第4条（乙の新株予約権の取扱い）

乙は、乙が発行している全ての新株予約権を、当該新株予約権の新株予約権者との合意により有償で取得することができる（但し、新株予約権1個当たりの取得価格は、CCEJが発行している普通株式1株の時価（市場株価）に100を乗じた額から100円を控除した額を上限とする。）。また、乙は、当該新株予約権につき、その発行要項の規定に従って、当該新株予約権の新株予約権者に対してその行使を認めることもできるものとする。CCEJは、当該各新株予約権のうち、発行要項に定める行使可能期間の最終日又は本効力発生日の前日のいずれか早い方の日までにCCEJにより取得がなされず、かつ、新株予約権者により行使がなされなかったものについては、本効力発生日の前日までに、発行要項及び新株予約権者との割当契約書の規定に従って全て無償で取得し、これを消却する。

第5条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、本株式交換の本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに、その所有する自己株式（会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて取得する株式を含む。）の全部を消却する。

第6条（効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成29年4月1日とする。
2. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由（疑義を避けるため、1933年米国証券法に基づく米国連邦証券取引委員会への登録義務を果たすために必要な行為を含むが、これに限られない。）により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第790条に従って、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、平成29年3月下旬に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議並びに次に記載する内容を含む定款変更（なお、次に記載する内容は本契約締結日現在で甲及び乙が合意に達した変更内容であり、持株会社の定款案については以下に規定される内容以外の事項（定款第2条の柱書より後の部分を含む。）を本契約締結日後に甲及び乙は引き続き協議し、最終的な定款変更案は甲及び乙により別途合意される内容のものとする。）（以下「甲定款変更」という。）を行う決議及び甲乙間で別途合意する本効力発生日における甲の役員（本株式交換がその効力を生ずることを条件として本効力発生日付で選任される甲の役員を含む。）選任の決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

<甲定款変更の内容> (下線部が変更部分)

変更前	変更後
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>コカ・コーラウエスト株式会社</u>と称し、英文では、<u>COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITED</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社</u>と称し、英文では、<u>Coca-Cola Bottlers Japan Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)以下 略</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、<u>当該会社の事業活動を支配、管理することおよび次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1)以下 略</p>
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億7千万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p>
<p>(員数) 第20条 当社に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）<u>15名以内</u>をおく。</p> <p>2. 以下 略</p>	<p>(員数) 第20条 当社に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）<u>10名以内</u>をおく。</p> <p>2. 以下 略</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>附 則 当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成21年1月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p>	<p>附 則 当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成29年4月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p>

2. 乙は、平成29年3月下旬に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、平成28年12月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当（期末配当）を行うことができる。
- (1) 甲：普通株式1株につき24円
 - (2) 乙：普通株式1株につき16円
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間（同日を含む。以下同じ。）において、以下のいずれかの事由に該当する場合は、甲又は乙のうち当該事由の発生につき帰責性を有しない当事者は、相手方と協議の上、本契約を解除することができる。また、本契約の解除に代えて、相手方に対して、本株式交換の条件の変更を求めることができるものとし、この場合、甲乙間で協議の上、合意により、本契約の条件を変更することができる。

- (1) 相手方について、その財産状態、経営成績、事業、権利義務その他の状況に重大な悪影響を与える事由が発生又は判明した場合。
- (2) 本株式交換の実行の支障となる重大な事由が発生又は判明した場合（本株式交換における株式交換比率の算定に重要な影響を与える事由が発生又は判明した場合を含むが、これらに限られない。）。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかにおいて本契約の株主総会の承認が得られない場合。
- (2) 本効力発生日の前日までの間に、法令（外国の法令を含む。）に基づき、本株式交換に関し必要な関係官庁等からの承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合。
- (3) 本効力発生日の前日までの間に、本会社分割が中止された場合又は効力を失った場合。

- (4) 本効力発生日の前日までの間に、甲の株主総会にて、本会社分割又は甲定款変更の承認が得られない場合。
- (5) 本効力発生日の前日までの間に、甲の株主総会において、甲乙間で別途合意する本効力発生日における甲の新任取締役のうち一人も選任の承認が得られない場合又は当該新任取締役のうち一人も本効力発生日における就任の見込みがなくなった場合。

第12条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、本契約当事者間で誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以下、余白

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年9月30日

- 甲 福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄 ④
- 乙 東京都港区赤坂六丁目1番20号
コカ・コーライーストジャパン株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン ④

コカ・コーラウエスト株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、コカ・コーラウエスト株式会社と称し、英文では、COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITEDと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 清涼飲料水、嗜好飲料、乳飲料類、酒類および食品の輸出入、製造、加工および販売。
- (2) 清涼飲料水、嗜好飲料、乳飲料類、酒類および食品の封入機材・資材、包装機材・資材の製造、加工および販売。
- (3) 飲料用合成樹脂容器の製造および販売。
- (4) 食堂、喫茶店、その他飲食店および売店の経営および賃貸ならびに給食事業。
- (5) 不動産の管理、運営、売買、仲介および賃貸借。
- (6) 造園業、農産物・園芸植物・種苗の栽培および販売ならびに園芸用機材・資材等の製造、加工および販売。
- (7) 代金前払方式磁気カードの販売。
- (8) 煙草の販売。
- (9) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。
- (10) 自動販売機器、クーラー、各種冷凍機、空調機器ならびに厨房設備等の販売、賃貸、リース、保守、管理、修理、整備、加工および据付け工事業務。
- (11) 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業および倉庫業。
- (12) 総合リース業およびファクタリング業。
- (13) オフィスオートメーション機器、事務用機器および事務用品の販売。
- (14) 日用雑貨品の販売。
- (15) 情報通信機器の販売、保守およびその代理業。
- (16) スポーツ施設、ヘルスセンターおよび宿泊施設の経営および賃貸。
- (17) 総合警備保障業務。
- (18) ビン・缶・ペットボトル等空容器の収集運搬・保管・処理業。
- (19) コンピュータソフトウェアの開発および関連機材の販売、賃貸。
- (20) 自動車の修理、整備業。
- (21) 旅行業。

- (22) 建築工事業。
- (23) 前各号に付随または関連する事業。
- (24) 前各号の事業およびこれを含む諸事業に対する投資ならびに経営。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億7千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人をおく。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集する。

(基準日)

第14条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定める順序により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

3. 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の委任による取締役会の決議により決定する。

(当社の大量買付行為に対する対応策)

第18条 当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために定める当会社株式の大量買付行為に対する対応策(以下「本対応策」という。)の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。

(1) 本対応策に定める一定の者(以下「非適格者」という。)が新株予約権を行使することができないものであること。

- (2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。
 - (3) 当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること。
2. 本対応策とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社株式の大量買付の提案がなされる前に策定されるものをいう。当社の株主総会は、これをその決議により定めることができる。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第20条 当社に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名以内をおく。
2. 当社に、監査等委員である取締役7名以内をおく。

(選任)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役)

- 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

(取締役会の招集)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある

ときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(相談役および顧問)

第29条 取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名をおくことができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員および常任監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。また、監査等委員会は、その決議によって別に常任監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。

2. 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株

式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第35条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。

附 則

当会社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成21年1月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。

附 則 2

(監査役の責任免除に関する経過措置)

平成28年3月開催の第58回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

コカ・コーラウエスト株式会社 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、 <u>コカ・コーラウエスト株式会社</u> と称し、 <u>英文</u> では、 <u>COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITED</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社</u> と称し、 <u>英文</u> では、 <u>Coca-Cola Bottlers Japan Inc.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよび次の事業を営むことを目的とする。</u>
(1)~(10) (省略)	(1)~(10) (現行どおり)
(11) 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業および倉庫業。	(11) <u>貨物自動車運送業、貨物利用運送業、自動車運送取扱業および倉庫業。</u>
(12) (省略) (新設)	(12) (現行どおり)
(13)~(19) (省略)	(13) <u>病院施設内等でのテレビ、冷蔵庫、ランドリー機器、ロッカー等のレンタル業。</u>
(20) 自動車の修理、整備業。	(14)~(20) (現行どおり)
(21)~(22) (省略) (新設) (新設)	(21) <u>自動車の売買、修理および整備業。</u>
(23)~(24) (省略)	(22)~(23) (現行どおり)
第3条~第5条 (省略)	(24) <u>電気工事業。</u>
第2章 株式	(25) <u>古物売買業。</u>
(発行可能株式総数)	(26)~(27) (現行どおり)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億7千万株</u> とする。	第3条~第5条 (現行どおり)
第7条~第12条 (省略)	第2章 株式
第3章 株主総会	(発行可能株式総数)
第13条~第19条 (条文省略)	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億株</u> とする。
第4章 取締役および取締役会	第7条~第12条 (現行どおり)
(員数)	第3章 株主総会
第20条 当社に、取締役(監査等委員である取締役を除く。) <u>15名以内</u> をおく。	第13条~第19条 (現行どおり)
2. (省略)	第4章 取締役および取締役会
	(員数)
	第20条 当社に、取締役(監査等委員である取締役を除く。) <u>10名以内</u> をおく。
	2. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第21条～第27条 (省 略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第29条 取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名をおくことができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条～第32条 (省 略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条～第35条 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成21年1月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p> <p>附 則2 (省 略)</p>	<p>第21条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第32条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成29年4月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p> <p>附 則2 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>ジャワハル・ソライ クップスワミー (1964年5月1日生)</p>	<p>1997年10月 コカ・コーラ インド&ヒンドウスタン コカ・コーラベバレッジ株式会社入社 地域マネージャー</p> <p>2000年1月 同社 ファイナンスリージョンマネージャー/ファイナンスゼネラルマネージャー</p> <p>2005年10月 ザ コカ・コーラ カンパニー (アトランタ本社) 勤務</p> <p>2006年6月 コカ・コーラ インド&ヒンドウスタン コカ・コーラベバレッジ株式会社 Director (Financial Planning & Analysis)</p> <p>2008年7月 同社Vice President (調達)</p> <p>2013年7月 同社CFO&エグゼクティブディレクター</p> <p>2016年3月 当社取締役</p> <p>2016年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 財務本部長 (現任)</p>	-
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>海外のコカ・コーラボトラーにおいて、財務関連業務に長年携わり、財務および会計に関する知見を有し、2006年以来財務部門の最高責任者を務めており、その経験や知見を生かし、当社の財務部門の責任者として経営に携わり、今後もその経験や知見を当社取締役会に生かすことで、取締役会の意思決定の機能強化および監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>コステル・マンドレア (1974年7月21日生)</p>	<p>1998年10月 コカ・コーラ・モリノビバレッジズ (ティミショアラ) トレード・マネージャー、ルーマニアおよびモルドバ担当</p> <p>2000年5月 コカ・コーラHBCルーマニア (ブカレスト) マーケティング担当マネージャー、東ゾーン担当</p> <p>2005年5月 同社オペレーション・マネージャー</p> <p>2006年9月 コカ・コーラ・ヘレニック、セントラル・オフィス (アテネ) コマーシャル部門担当ディレクター</p> <p>2010年1月 コカ・コーラHBC ユーラシア (モスクワ) キーアカウントディレクター</p> <p>2013年1月 コカ・コーラ・ヘレニック本社、RTM担当ディレクター</p> <p>2015年1月 当社常務執行役員 マーケティング&コマーシャルリーダーシップ統括部長</p> <p>2015年7月 当社副社長執行役員 営業本部長</p> <p>2016年3月 当社取締役副社長執行役員 営業本部長 (現任)</p>	-
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>海外数か国のコカ・コーラボトラーにおいて、営業責任者として業務に携わっており、その経験と知見を生かし、当社の営業部門の責任者として経営に携わり、今後もその経験や知見を当社取締役会において生かすことで、取締役会の意思決定の機能強化および監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	再任 おぜきはるこ 尾関春子 (1963年3月5日生)	1985年4月 日本光学工業株式会社(現 株式会社ニコン)入社 1997年8月 日本コカ・コーラ株式会社 リーガル・カウンセラー 2003年8月 アマゾン・ジャパン株式会社 リーガル・ディレクター 2008年1月 ブリストル・マイヤーズ株式会社 執行役員法務部門長 2011年12月 シーメンス・ジャパン株式会社 常務執行役員 ジェネラルカウンセラー 2013年9月 当社常務執行役員 法務本部長 2015年3月 当社取締役 常務執行役員 法務本部長(現任)	-
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>他企業における法務部門での豊富な経験と知識を生かし、当社の法務部門の責任者として経営に携わり、今後もその経験や知見を当社取締役会において生かすことで、取締役会の意思決定の機能強化および監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4	再任 かわもとなるひこ 川本成彦 (1954年10月4日生)	1978年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 仏国三菱商事会社 副社長兼機械部長 2001年12月 三菱商事株式会社 本店 交通システムユニット次長 2009年4月 同社経済協力ユニットマネージャー 2012年9月 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社執行役員 管理本部副本部長 2013年7月 当社取締役 執行役員 財務本部コーポレートアドミニストレーション部長 2016年1月 当社取締役 執行役員 法務本部コーポレート統括部長(現任)	-
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>三菱商事株式会社における豊富な経験と知識を生かし、当社管理部門の責任者として経営に携わり、今後もその経験や知見を当社取締役会において生かすことで、当社のコーポレートガバナンスの強化、取締役会の意思決定の機能強化および監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
5	再任 イリアル・フィナン (1957年6月14日生)	1984年 コカ・コーラ ボトラーズ アイルランド ファイナンスディレクター 1991年 コカ・コーラ ボトラーズ アルスター マネージングディレクター 1995年 コカ・コーラモリノ ピパレッジズ マネージングディレクター 2001年3月 コカ・コーラ ヘレニック ボトリング カンパニー S.A. CEO 2004年8月 ザ コカ・コーラ カンパニー 上級副社長(ボトリング投資グループ社長)(現任) 2012年3月 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 取締役 2013年7月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ザ コカ・コーラ カンパニー上級副社長(ボトリング投資グループ社長)	-
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>ザ コカ・コーラ カンパニーの経営ならびに全世界のコカ・コーラボトラーを統括するボトリング投資グループの代表として長年コカ・コーラビジネスに携わってきております。企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的視点、知見をもとに、当社経営への適切な助言、監督を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって、コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社における在任期間と通算して5年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	再任 ダニエル・セイヤー (1956年7月13日生)	1983年 ザ コカ・コーラ カンパニー入社 1991年 同社コカ・コーラUSA コカ・コーラTMマーケティングディレクター 1994年 同社リパープレートディビジョン バイスプレジデント・ディビジョンマーケティングマネジャー 2003年 同社ラテンセンターディビジョン ディビジョンプレジデント 2006年8月 日本コカ・コーラ株式会社 代表取締役社長 2013年1月 ザ コカ・コーラ カンパニー 北西ヨーロッパ・ノルディック地域プレジデント 2013年7月 当社取締役 (現任) 2015年1月 ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント (現任) (重要な兼職の状況) ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント	—
社外取締役候補者とした理由 ザ コカ・コーラ カンパニーの経営に携わり、また、日本コカ・コーラ株式会社の代表取締役社長として経営にも携わり、その経験や知見を生かして当社の経営への実践的な助言を行っており、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年9か月となります。			
7	再任 稲垣晴彦 (1954年4月13日生)	1979年4月 日本コカ・コーラ株式会社入社 1986年5月 北陸コカ・コーラボトリング株式会社入社 1993年3月 同社常務取締役 2000年12月 同社代表取締役社長 (現任) 2012年3月 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 取締役 2013年7月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長	—
社外取締役候補者とした理由 北陸コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長として長年経営に携わり、その経験や知見を通して当社の経営への効果的な助言を行っており、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社における在任期間と通算して5年となります。			
8	再任 高梨圭二 (1946年3月2日生)	1969年4月 東京コカ・コーラボトリング株式会社入社 1983年1月 同社経営企画室長 1983年2月 同社取締役 経営企画室長 1985年2月 同社常務取締役 1990年7月 同社代表取締役専務 1991年12月 同社代表取締役社長 2007年11月 同社代表取締役会長 CEO 2013年7月 同社相談役 2013年7月 当社取締役 (現任)	87,175株
取締役候補者とした理由 長年にわたり、東京コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役として経営に携わり、その経験や知見を生かして当社の経営に対する助言・監督を実践的な視点から行っており、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	再任 吉岡 浩 (1952年10月26日生)	1975年4月 日本無線株式会社入社 1979年1月 ソニー株式会社入社 2001年10月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 2003年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズAB CVP 2005年11月 ソニー株式会社 業務執行役員 SVP 2008年4月 同社業務執行役員 EVP 2009年4月 同社執行役員副社長 (2012年12月退任) 2013年7月 当社取締役 (現任)	—
社外取締役候補者とした理由 ソニー株式会社において培われたその経験や知見を生かし、当社の経営に対して実践的・客観的な視点から助言・監督を行っており、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年9か月となります。			

- (注) 1. 取締役候補者 イリアル・フィナン氏は、ザ コカ・コーラ カンパニーの上級副社長であり、同社と当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
2. 取締役候補者 ダニエル・セイヤー氏は、ザ コカ・コーラ カンパニー西ヨーロッパビジネスユニットプレジデントであり、同社と当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
3. 取締役候補者 稲垣晴彦氏は、北陸コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社との間に商品購入等の取引関係があります。
4. それ以外の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者 イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦および吉岡 浩の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、社外取締役候補者 稲垣晴彦および吉岡 浩の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 取締役候補者 イリアル・フィナン氏は、当社の特定関係事業者であるザ コカ・コーラ カンパニーの上級副社長であります。
8. 取締役候補者 ダニエル・セイヤー氏は、当社の特定関係事業者であるザ コカ・コーラ カンパニーの西ヨーロッパビジネスユニットプレジデントであります。
9. 当社は、社外取締役 イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦および吉岡 浩ならびに取締役 高梨圭二の各氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

(ご参考) 社外取締役選任基準

社外取締役の機能の明確化・強化を図るため、取締役会において「社外取締役選任基準」を次のとおり制定しております。

1. 社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。
2. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性確保^(注)も留意し、取締役会の実効性を高める。
3. 企業経営者を社外取締役とする場合、一般株主と利益相反の生じると判断される者を選任する。

(注) 社外役員選任基準に関する独立性の考え方

東京証券取引所が規定する独立性要件に加え、以下の(1)~(5)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

- (1) 当社の大株主 (10%を超える) またはその業務執行者ではない
- (2) 当社の主要な借入先の業務執行者ではない (連結総資産の2%以上)
- (3) 当社の主要な取引先の業務執行者ではない (連結売上高の2%以上)
- (4) 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている専門的サービスを提供するものではない
- (5) 当社の会計監査人の代表社員、社員ではない

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 永瀨富三、杉田 豊および野崎貞夫の各氏は、任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="text-align: center;">再任</div> なが ふち とみ ぞう 永 瀨 富 三 (昭和28年10月12日生)	1978年4月 三井物産株式会社入社 2000年10月 同社ジャカルタ事務所 業務総務部長 2001年7月 インドネシア三井物産株式会社 取締役 企画総務部長 2003年12月 三井物産株式会社 経営改革企画部海外室次長 2007年10月 同社経営企画部国内業務推進室長 2009年4月 同社東北支社長 2010年4月 同社理事 東北支社長 2013年7月 当社常勤監査役(現任)	3,800株
社外監査役候補者とした理由 三井物産株式会社における豊富な経験と知識ならびに当社監査役としてのこれまでの経験を当社の監査に役立てるため、引き続き社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9カ月となります。			
2	<div style="text-align: center;">再任</div> すぎ た ゆたか 杉 田 豊 (昭和36年12月16日生)	1985年4月 富士コカ・コーラボトリング株式会社入社 2005年10月 コカ・コーラセントラルジャパン株式会社経理部業績管理チームリーダー 2007年7月 同社損益管理部損益管理チームリーダー 2009年12月 同社経理部長 2012年3月 同社執行役員 経理部長 2013年7月 当社常勤監査役(現任)	2,300株
監査役候補者とした理由 当社において経理関連業務に長年に亘り携わり、財務および会計に関する知見があり、また、当社監査役としてのこれまでの経験を当社の監査に役立てるため、引き続き監査役候補者といたしました。			

(注) 1. 監査役候補者 永瀨富三氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当社は、社外監査役 永瀨富三および監査役 杉田 豊の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

(ご参考1) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社役員体制

本経営統合後の2017年4月1日以降の持株会社であるコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社の役員体制は、以下のとおりとなる予定です。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

代表取締役 吉松民雄
代表取締役 ヴィカス・ティク
取締役 古賀靖教
取締役 コステル・マンドレア
取締役 吉岡 浩（社外取締役）

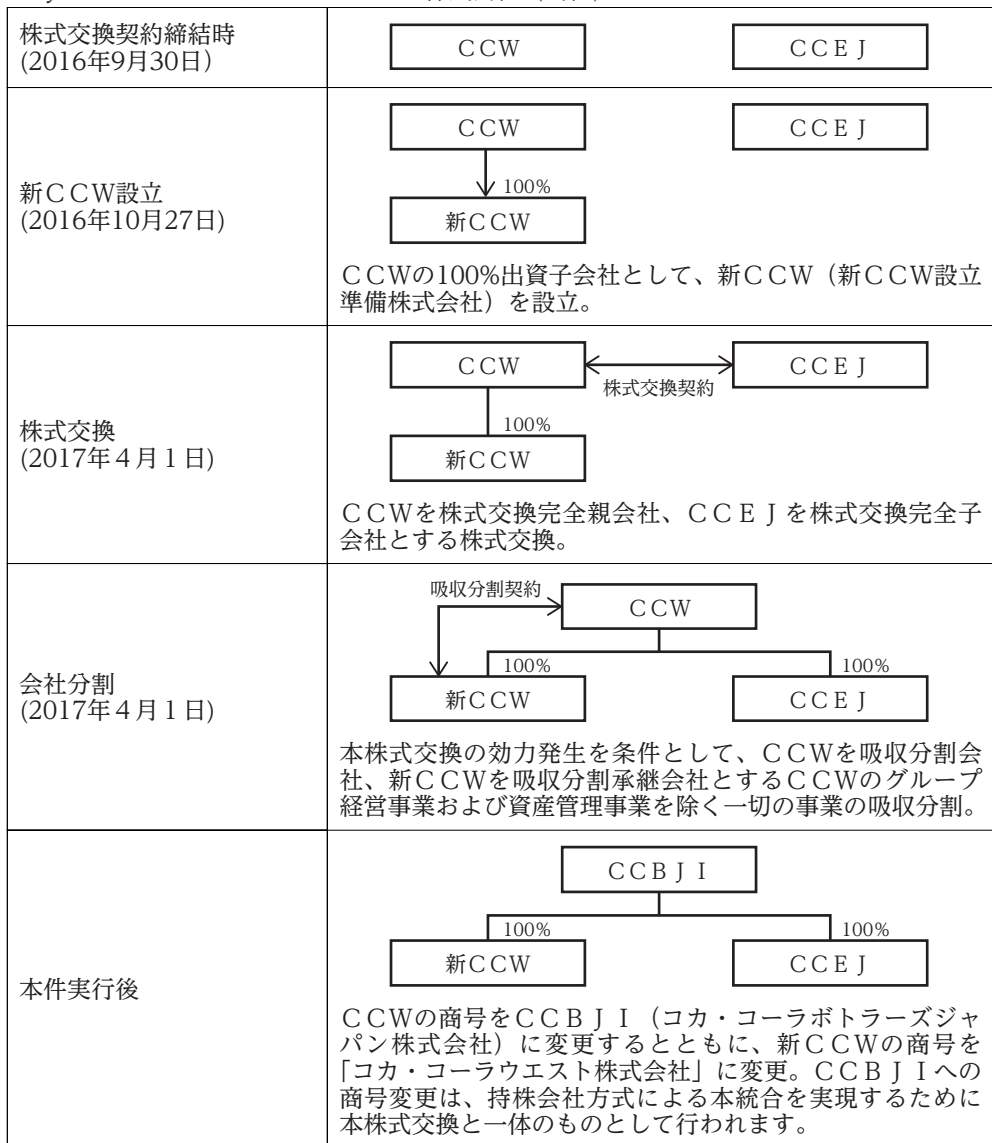
監査等委員である取締役

取締役 田口忠憲
取締役 三浦善司（社外取締役）
取締役 イリアル・フィナン（社外取締役）
取締役 ジョン・マーフィー（社外取締役）

(ご参考2) 本経営統合のスキーム図

CCW：コカ・コーラウエスト株式会社

CCEJ：コカ・コーライーストジャパン株式会社（当社）



〈メモ欄〉

事業報告

(2016年1月1日から
2016年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2013年7月1日に関東・東海地区コカ・コーラボトラー4社の統合により誕生し、2015年4月1日には仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「仙台社」といいます。）を事業統合した当社は、「成長に向けたOne+ロードマップ」の戦略に基づき、人材、事業構造やプロセス等の様々な事業変革を進めてまいりました。

当期においては、子会社であるコカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社を2016年10月1日付で吸収合併いたしました。また、2016年9月30日にコカ・コーラウエスト株式会社との間で、2017年4月1日を効力発生日として株式交換および吸収分割を併用することによる経営統合に合意いたしました。

販売活動につきましては、「味わおう。はじけるおいしさを。」という日本独自のコピーを添えた全世界共通の「Taste the feeling」キャンペーンの一環として、2016年リオデジャネイロオリンピック開催に合わせ、『“ゴールドな瞬間”を、「コカ・コーラ」で味わおう。』をコンセプトにした「コカ・コーラ サマーキャンペーン2016」を最盛期の需要をとらえるため展開いたしました。

また、昨年、消費者の皆様から大変好調を得た、自動販売機の加温温度を2度高い設定にして加温製品をよりおいしく提供する「自販機+2℃キャンペーン」を冬の定番と位置づけて展開するとともに、「コカ・コーラウィンターキャンペーン」として、ラベルがリボンに変わるリボンボトルを「コカ・コーラ」「コカ・コーラ ゼロ」に導入し、クリスマス、年末年始の需要を喚起いたしました。

自動販売機チャンネルでは、専用商品の導入やスマートフォンアプリケーション「Coke On」と「スマホ自販機」によるポイントプログラムの展開等を実施し、さらに、不採算機の撤去や移設、収益性の高いインドア（屋内設置）ロケーション開拓の注力、コスト削減の推進等、重要な自動販売機チャンネルの収益性改善に向けた取り組みに注力いたしました。

これらの販売活動や新製品の好調に加え、仙台社の事業統合の影響等により、当社においては、販売数量（BAPC：ボトラー社実箱数）は、前期比4%増（以下、増減率はすべて対前期比）となりました。仙台社の影響を除いた販売数量（前連結会計年度期首から仙台社を統合していたものとして当期実績と比較）は2%増となりました。

販売チャンネル別の販売数量は、ドラッグストア・量販店チャンネルは15%増、コンビニエンスストア（CVS）チャンネルは5%増、スーパーマーケットチャンネルは4%増、飲食店・ホテル等の料飲チャンネルは3%増となりましたが、自動販売機チャンネルは1%減となりました。

製品カテゴリー別の販売数量は、炭酸飲料が「コカ・コーラ」「コカ・コーラ ゼロ」「ファンタ」等の成長もあり3%増となりました。無糖茶製品は4%増、水は「い・ろ・は・す」が新製品の効果もあり引き続き好調に推移し、また、「森の水だより」の増加もあり、11%増となりました。コーヒーはカスタマー限定

製品や「ジョージア ザ・プレミアム」シリーズが引き続き好調に推移したこと等により6%増、果汁飲料は2%増となりました。スポーツドリンクは当カテゴリー市場の成長鈍化もあり、5%減少となりました。なお、販売チャネル別、製品カテゴリー別状況とも、仙台社の事業統合による増加が含まれています。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は572,496百万円（前期比2%増）となりました。これは販売数量増や2015年4月1日付で仙台社を事業統合したこと等によるものです。また、営業利益は18,489百万円（前期比71%増）となりました。順調なサプライチェーン改革のシナジー効果の獲得や販売数量の増加等により売上総利益が増加したことや、販売数量増に伴い広告宣伝費及び販売促進費や販売手数料が増加した一方、人件費等の減少により、販売費及び一般管理費の増加が抑制されたこと等により、営業利益は前期比で大幅に増加いたしました。当期の親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益の増加、特別損失の減少等により、10,718百万円（前期比100%増）となりました。

次期については、利益成長への注力、投資と費用の最適化等の施策を継続してまいります。また、日本コカ・コーラ株式会社とのパートナーシップのもと、機能性、原材料、魅力的なパッケージの訴求等、高付加価値でプレミアム性のある製品の導入や販促活動を積極的に展開していく予定です。

「コカ・コーラ」では、特定保健用食品（トクホ）のコカ・コーラ「コカ・コーラ プラス」を本年3月に新発売し、成長が続くトクホ分野を強化してまいります。また、「Taste the feeling」キャンペーンを継続するとともに、「赤は、おいしさのしるし」をキャッチフレーズとした新たなパッケージデザインを導入し、「コカ・コーラ」と炭酸飲料カテゴリーの活性化とさらなる成長を目指してまいります。さらに、1月30日には機能性表示食品の「からだ巡茶 Advance」を発売開始しており、高付加価値・即時消費型の小容量パッケージ製品の販売を強化していくことで、価格・ミックス環境の改善を促し、収益性改善につなげてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額はリースを含めて359億35百万円となりました。その主な内容は、自動販売機の増設・更新ならびに製造設備の新設・更新等となっております。

なお、これらに伴う資金は、自己資金および銀行借入にて充ちいたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関による長期借入金として130億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

国内の清涼飲料市場においては、お客様（消費者）やお得意様のニーズが多様化しており、また清涼飲料各社間の販売競争が激化する等、依然として厳しい状況が続いております。

当社は、2017年4月1日を効力発生日として、コカ・コーラウエスト株式会社との経営統合を行う予定です。本経営統合により、両社がそれぞれのエリアで築いてきた地域密着の営業活動の進化に加え、サプライチェーンにおけるコスト競争力の強化、業務プロセスの変革、人材配置の最適化および日本のコカ・コーラ

システム全体のあり方の見直し等により、更なる成長を目指すとともに、地域に密着した事業活動と社会貢献活動により注力することで、地域社会との共生・共栄を目指してまいります。

また、日本コカ・コーラ株式会社とのパートナーシップのもと、さまざまな販促活動や新製品導入を積極的に実施するとともに、経営統合による更なるシナジー効果を追求し、成長のスピードを加速させ、世界に通用する日本のコカ・コーラボトラーとなることを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度 (当期)
売上高	372,792	523,299	563,162	572,496
経常利益	7,732	9,606	10,411	17,921
親会社株主に帰属する当期純利益	11,582	3,434	5,354	10,718
1株当たり当期純利益	円 銭 139 69	円 銭 28 37	円 銭 42 70	円 銭 84 51
総資産	314,490	342,672	371,771	369,348
純資産	216,191	213,754	230,945	233,635

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は2013年7月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、三国コカ・コーラボトリング株式会社、東京コカ・コーラボトリング株式会社および利根コカ・コーラボトリング株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。
 3. 当社は2013年度の第3四半期に経営統合を行いました。このため、2013年度の業績の第1、第2四半期は、経営統合前のコカ・コーラ センtral ジャパン株式会社、第3、第4四半期は当社の業績となっております。
 4. 当社は2015年4月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、仙台コカ・コーラボトリング株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
F V イーストジャパン株式会社	100	100	飲料の販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含む2社であり、非連結子会社は1社、持分法適用会社は3社であります。

③ その他

当社は、ザ コカ・コーラ カンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社との間で、関東、甲信越、中部および南東北地方の1都15県におけるコカ・コーラ等の製造、販売および商標使用等に関する契約を締結しております。

また、当社は事業の発展の促進および企業価値の向上を目的として、ザ コカ・コーラ カンパニー、日本コカ・コーラ株式会社、コカ・コーラウエスト株式会社等との間で、資本業務提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、清涼飲料の製造・販売を主な事業としており、さらにそれらに関連する販売機器の保守・修理、製品・商品の配送等の事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本社 東京都港区

② 当社の主要な工場

茨城工場 茨城県土浦市
 岩槻工場 埼玉県さいたま市
 埼玉工場 埼玉県比企郡吉見町
 多摩工場 東京都東久留米市
 海老名工場 神奈川県海老名市
 東海工場 愛知県東海市
 白州工場 山梨県北杜市
 蔵王工場 宮城県刈田郡蔵王町

③ 子会社の主要な事業所

F V イーストジャパン株式会社 東京都港区

(9) 従業員の状況

① 企業集団

従業員数	前期末比増減
8,159名	196名減

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員2,495名は含まれておりません。
2. 執行役員は、従業員数に含まれております。

② 当社

従業員数	前期末比増減
6,995名	2,791名増

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員1,873名は含まれておりません。
2. 執行役員は、従業員数に含まれております。
3. 従業員数が当事業年度において2,791名増加しておりますが、主として2016年1月1日付で仙台コカ・コーラボトリング株式会社、2016年10月1日付でコカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社を吸収合併したことによるものです。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 487,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 126,840,937株（自己株式 839,207株を除く）
- (3) 株主数 25,944名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
EUROPEAN REFRESHMENTS	20,605,579 ^株	16.24 [%]
日本コカ・コーラ株式会社	16,669,354	13.14
株式会社千秋社	5,451,200	4.29
東洋製罐グループホールディングス株式会社	5,126,090	4.04
カメイ株式会社	3,373,548	2.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,717,430	2.14
株式会社引高	2,668,548	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,647,600	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,413,000	1.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,302,024	1.81

- (注) 1. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（839,207株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

発行回数 (発行決議日)	区分 および 人数	新株予約権 の目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 の数	新株予約権 の払込金額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 第 5 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2013 年 3 月 28 日)	取締役 1 名	普通株式 1,100株	11個	1 個当たり 156,600円	1 株当たり 1 円	2013 年 5 月 15 日から 2033 年 5 月 14 日まで
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 1 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2014 年 3 月 31 日)	取締役 3 名	普通株式 16,700株	167個	1 個当たり 211,300円	1 株当たり 1 円	2014 年 4 月 17 日から 2034 年 4 月 16 日まで
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 2 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2014 年 5 月 12 日)	取締役 1 名	普通株式 72,900株	729個	1 個当たり 229,200円	1 株当たり 1 円	2014 年 5 月 29 日から 2034 年 5 月 28 日まで
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 3 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2015 年 3 月 30 日)	取締役 4 名	普通株式 21,400株	214個	1 個当たり 243,800円	1 株当たり 1 円	2015 年 4 月 17 日から 2035 年 4 月 16 日まで
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 4 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2016 年 3 月 29 日)	取締役 5 名	普通株式 123,400株	1,234個	1 個当たり 164,900円	1 株当たり 1 円	2016 年 4 月 15 日から 2036 年 4 月 14 日まで

(注) 当社社外取締役および監査役については、新株予約権を交付していません。

(2) 当事業年度において使用人等に交付した当社の新株予約権等

発行回数 (発行決議日)	区分 および 人数	新株予約権 の目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 の数	新株予約権 の払込金額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
コカ・コーラ イースト ジャパン株式会社 第 4 回 新 株 予 約 権 (株式報酬型ストックオプション) (2016 年 3 月 29 日)	当社 使用人 14名	普通株式 106,000株	1,060個	1 個当たり 164,900円	1 株当たり 1 円	2016 年 4 月 15 日から 2036 年 4 月 14 日まで

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	カリン・ドラガン	FVイーストジャパン株式会社 代表取締役社長
代表取締役 副社長執行役員	ジャワハル・ソライ クップスワミー	財務本部長
取締役 副社長執行役員	コステル・マンドレア	営業本部長
取締役 常務執行役員	尾 関 春 子	法務本部長
取締役 執行役員	川 本 成 彦	コーポレート統括部長
取締役	イリアル・フィナン	ザ コカ・コーラ カンパニー 上級副社長 (ボトリング投資グループ社長)
取締役	ダニエル・セイヤー	ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント
取締役	稲 垣 晴 彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長
取締役	高 梨 圭 二	
取締役	吉 岡 浩	
常勤監査役	永 淵 富 三	
常勤監査役	杉 田 豊	
監査役	野 崎 貞 夫	キックマン株式会社 顧問
監査役	近 藤 原 臣	日本コカ・コーラ株式会社 バイスプレジデント社長室長

- (注) 1. 取締役のうち、イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦および吉岡 浩の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 永淵富三氏ならびに監査役 野崎貞夫および近藤原臣の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 稲垣晴彦、吉岡 浩の両氏および常勤監査役 永淵富三氏、監査役 野崎貞夫氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 杉田 豊氏は、当社において経理関連業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当期中の取締役および監査役の異動
- (1) 2016年3月29日開催の2015年度定時株主総会において、新たにジャワハル・ソライ クップスワミーおよびコステル・マンドレアの両氏が取締役に選任され、就任いたしました。

- (2) 2016年3月29日開催の2015年度定時株主総会終結の時をもって、マイケル・クームスおよび赤地文夫の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- (3) 上記株主総会終了後の取締役会の決議により、ジャワハル・ソライ クップスワミー氏が代表取締役に選定され、2016年4月1日付で就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額（退任者含む）

取締役13名 690百万円（うち社外取締役 4名 42百万円）
 監査役 4名 59百万円（うち社外監査役 3名 36百万円）

(注) 取締役の報酬等の額には、取締役7名（社外取締役を除く）に付与したストックオプションとしての新株予約権155百万円および取締役5名（社外取締役を除く）に対する当事業年度に係る役員賞与175百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	イリアル・フィナン	ザ コカ・コーラ カンパニー 上級副社長（ボトリング投資グループ社長）
取 締 役	ダニエル・セイヤー	ザ コカ・コーラ カンパニー 西ヨーロッパビジネスユニットプレジデント
取 締 役	稲 垣 晴 彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長
取 締 役	吉 岡 浩	
常勤監査役	永 淵 富 三	
監 査 役	野 崎 貞 夫	キックマン株式会社 顧問
監 査 役	近 藤 原 臣	日本コカ・コーラ株式会社 バイスプレジデント社長室長

(注) 社外役員の重要な兼職先との取引関係は、以下のとおりであります。

1. 当社とザ コカ・コーラ カンパニーの間では、コカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
2. 当社と日本コカ・コーラ株式会社の間には、コカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結するとともに、資本業務提携契約を締結しております。
3. 当社と北陸コカ・コーラボトリング株式会社の間には、商品購入等の取引関係があります。

② 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	イリアル・フィンラン	9回中7回	－	実践的かつグローバルな観点から、当社の経営上有用な意見等を行っております。
取締役	ダニエル・セイヤー	9回中9回	－	日本でのビジネス経験を生かして、当社の経営上有用な意見等を行っております。
取締役	稲垣 晴彦	9回中9回	－	実践的視点から、当社の経営上有用な意見等を行っております。
取締役	吉岡 浩	9回中9回	－	専門的かつ客観的観点から、当社の経営上有用な意見等を行っております。
常勤監査役	永 淵 富 三	9回中9回	12回中12回	中立かつ客観的観点から意見等を行っております。
監査役	野 崎 貞 夫	9回中8回	12回中12回	中立かつ客観的観点から意見等を行っております。
監査役	近 藤 原 臣	9回中9回	12回中12回	中立かつ客観的観点から意見等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	300
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	309

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の前事業年度における監査実績の評価結果に基づき、当事業年度の監査計画の内容、監査時間、報酬見積りの算出根拠の適切性及び妥当性等を精査し検討の上、会計監査人の報酬額について同意の判断を行っております。
2. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、上記の金額には、コカ・コーラウエスト株式会社との経営統合に当たり、米国証券取引委員会に提出したForm F-4登録の監査費用を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

また、監査役会は、会計監査人が独立性・専門性を有し、適切かつ妥当な監査活動を実施しているか等、会計監査人の適正性を総合的に検証した結果、当社監査業務に重大な支障が生じる懸念があると認められ、会計監査人の変更が相当と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、社会規範に沿った行動を行うよう「事業運営規範」を定めるとともに、定期的に倫理・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の強化、違反の発生防止等を図る。
- 2) コンプライアンス違反についての内部通報体制として、所属長への報告経路とは別に報告・相談窓口を設ける。
- 3) 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の監督機能を強化するために、業務を執行しない社外取締役を置く。
- 4) 監査部門を設置し、業務活動が法令、定款及び社内諸規程等に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査する。
- 5) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を取り、違法な要求には警察との連携を図りながら対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については文書又は電磁的媒体に記録するとともに、法定文書と同様に「文書取扱規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき、適切に保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から、重要事項についてはガバナンス委員会への諮問の後、取締役会に報告する。
- 2) 「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメントを行う。リスクマネジメント体制として、リスク発生時には社長を委員長とする全社危機管理委員会等を緊急招集し、迅速に対応を行う。
また、品質管理の重要性の理解を深めるため、品質管理活動を実施し、品質管理の強化を図る。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定した毎年の経営方針・目標について、取締役会において定期的に進捗状況を確認する。取締役会の決議を要しない重要事項については、各本部長に権限を委譲し、迅速な意思決定と機動的な業務執行を図る。また、取締役の任期を1年とし、単年度での経営責任を明確化することで、取締役会の機能強化を図る。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、CCEJグループ共通の事業運営規範及び決裁権限等の整備を通じて経営の一体化を確保し、子会社での業務執行状況を監督・管理する。

- ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制
財務諸表の適正な開示のために、CFO（チーフ・ファイナンシャル・オフィサー）を設置し、関連規程の整備等社内体制の充実を図るとともに、その整備・運用状況を定期的に評価・報告する仕組みを構築する。
- ⑦ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮・命令下に監査役補助人を置く。
 - 2) 監査役補助人の人事異動・評価等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。また、監査役からの指示に関して、取締役等からの指揮命令を受けない。
 - 3) 監査役会から、その職務の執行にあたり監査役補助人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、その指示に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反の発生のおそれのある場合は、遅滞なく報告するとともに、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - 2) 当社及び当社子会社は、監査役への報告を行った役員及び使用人に対し、不利な取扱いを行うことを禁じる。
- ⑨ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行上発生する必要な費用等は、毎年一定額を予算化する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。
 - 2) 取締役は監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れるよう、環境を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

① コンプライアンスに係る取り組み

当社は、従業員が適切な行動をとるための指針として事業運営規範を定め、当社グループ全体で啓発教育活動を推進しており、事業運営規範および倫理・コンプライアンスの理解促進を図るため全従業員を対象にeラーニングによる教育や定期的な情報発信を行っております。また、倫理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、啓発教育活動の施策決定、再発防止策の検討策定など諸活動を推進しており、当期においては4回開催しております。

また、景品表示法改正への適正な対応教育や情報セキュリティに関するeラーニングを実施し、グループ全体のレベルアップ、理解促進を図っております。

なお、企業活動の中で各種法令や事業運営規範等に抵触するような事項及び判断が困難な事項等に早期に対処できるように、専用メールや電話により直接相談を受け付ける「倫理・コンプライアンス相談窓口」を、社内及び社外の弁護士事務所に設置するなど体制を整えています。

② 内部監査の実施について

内部監査部により、年間計画に基づき、当社および当社子会社の業務活動が、法令・社内規程等を遵守して適正に行われているかを監査するとともに、社内組織へ助言・勧告を行っております。

内部監査部は、代表取締役、監査役と毎月会合を行うことで監査機能の向上を図り、また、新たに内部統制・業務改善委員会を開催し、当社及び子会社等組織横断的な問題により迅速に対処できる体制の整備に努めております。

③ 財務報告に係る内部統制について

担当役員のもと、金融商品取引法における内部統制に対応する財務報告の各体制は整備されており、その業務プロセスの適正な実施等は、内部監査部がレビューしており、適正に運営されております。

④ リスクマネジメント体制について

全社的なリスクマネジメントの核として、1. リスクの事前予防のため、潜在的なリスクの発現可能性を低減させる「エンタープライズリスクマネジメント（ERM）」、2. リスクが発生した後の迅速な対応を実行するため、顕在化したリスクの影響を低減させる「インシデント・マネジメント&クライシス・レゾリューション（IMCR）」、3. 災害又は事故発生を想定して、従業員の健康・安全及び会社の資産・財産の保護を目的とした「エマージェンシー・プランニング（EP）」、4. 重要な事業の中断・阻害に対応し、予め定められたレベルに回復・復旧するように導く「事業継続計画（BCP）」、5. 当社グループの製品・サービスに対するお取引先及び消費者からの賞賛・要望・苦情に迅速に対応し、製品・サービス・業務の継続的改善につなげていく「カスタマーエクスペリエンス（CE）」の仕組みを構築・運用しています。

⑤ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名（うち常勤監査役2名）で構成されています。監査役会は12回開催し、監査に関する重要事項などについて情報交換を行い、協議・決議を行っております。また、

監査役は取締役会、倫理・コンプライアンス委員会、内部統制・業務改善委員会その他重要な会議に出席するほか、内部監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い連携強化に努めるとともに、代表取締役等との定期的な会合により、経営課題、コンプライアンス、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

連結貸借対照表

(2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	114,688	流動負債	81,140
現金及び預金	16,357	買掛金	21,607
受取手形及び売掛金	43,510	1年内償還予定の社債	14,000
商品及び製品	31,676	1年内返済予定の長期借入金	1,855
原材料及び貯蔵品	3,531	リース債務	224
繰延税金資産	2,468	未払金及び未払費用	36,366
未収入金	10,514	未払法人税等	420
その他	6,783	賞与引当金	2,761
貸倒引当金	△153	役員賞与引当金	169
		環境対策引当金	45
		契約損失引当金	850
		資産除去債務	27
		その他	2,810
固定資産	254,660	固定負債	54,572
有形固定資産	220,702	社債	16,000
建物及び構築物	45,406	長期借入金	13,664
機械装置及び運搬具	43,358	リース債務	159
販売機器	65,802	環境対策引当金	254
工具、器具及び備品	2,136	契約損失引当金	581
土地	63,132	退職給付に係る負債	22,399
リース資産	371	資産除去債務	816
建設仮勘定	494	その他	696
無形固定資産	9,119	負債合計	135,713
投資その他の資産	24,838	(純資産の部)	
投資有価証券	7,907	株主資本	237,779
関係会社株式	650	資本金	6,499
長期貸付金	1,760	資本剰余金	157,323
繰延税金資産	6,091	利益剰余金	75,114
その他	8,655	自己株式	△1,158
貸倒引当金	△227	その他の包括利益累計額	△4,818
		その他有価証券評価差額金	1,732
		繰延ヘッジ損益	△89
		退職給付に係る調整累計額	△6,461
		新株予約権	673
資産合計	369,348	純資産合計	233,635
		負債及び純資産合計	369,348

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2016年1月1日から
2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	572,496
売上高		299,604
売上総利益		272,892
販売費及び一般管理費		254,402
営業利益		18,489
受取利息	63	
受取配当	116	
受取投資	154	
受取貸付	345	
受取売却	428	
受取其他	180	
営業外費用		1,289
固定資産除売却	132	
経常利益	1,494	
特別利益	229	
特別利益		17,921
固定資産売却	21	
特別利益	222	
特別損失	16	
特別損失		260
固定資産除売却	132	
特別損失	341	
特別損失	192	
特別損失	4	
特別損失	39	
特別損失		709
税金等調整前当期純利益		17,472
法人税、住民税等調整	6,287	
当期純利益	466	
当期純利益		6,753
親会社株主に帰属する当期純利益		10,718
		10,718

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2016年1月1日から
2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
2016年1月1日残高	6,499	157,313	68,454	△1,178	231,089
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△4,058	－	△4,058
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	10,718	－	10,718
自己株式の取得	－	－	－	△6	△6
自己株式の処分	－	9	－	27	37
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額 合計	－	9	6,660	20	6,690
2016年12月31日残高	6,499	157,323	75,114	△1,158	237,779

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2016年1月1日残高	2,151	△463	△2,251	△564	420	230,945
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△4,058
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	10,718
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△6
自己株式の処分	－	－	－	－	－	37
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△419	374	△4,209	△4,254	253	△4,000
連結会計年度中の変動額 合計	△419	374	△4,209	△4,254	253	2,689
2016年12月31日残高	1,732	△89	△6,461	△4,818	673	233,635

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	108,415	流動負債	77,838
現金及び預金	15,319	買掛金	18,706
受取手形	5	1年内償還予定の社債	14,000
売掛金	41,253	1年内返済予定の長期借入金	1,855
商品及び製品	29,098	リース負債	154
材料及び貯蔵品	3,483	未払費用	33,653
前渡金	482	預り金	1,351
前払費用	4,438	賞与引当金	4,388
繰延税金資産	2,278	役員賞与引当金	2,549
関係会社短期貸付金	1,662	環境対策引当金	169
未収入金	9,825	契約損失引当金	45
その他の金	718	資産除去債	850
貸倒引当金	△151	その他	19
固定資産	254,553	固定負債	43,878
有形固定資産	218,363	社債	16,000
建物	41,881	長期借入金	13,664
構築物	3,484	リース負債	118
機械及び装置	41,696	退職給付引当金	11,695
車両運搬具	1,465	環境対策引当金	254
販売機器	59,055	契約損失引当金	581
工具、器具及び備品	2,126	資産除去債	804
土地	67,890	その他	759
リース資産	266	負債合計	121,716
建設仮勘定	494	(純資産の部)	
無形固定資産	8,588	株主資本	238,819
ソフトウェア	8,220	資本金	6,499
その他の資産	367	資本剰余金	210,297
投資その他の資産	27,602	資本準備金	138,253
投資有価証券	7,687	その他の資本剰余金	72,043
関係会社株式	9,157	利益剰余金	23,180
関係会社長期貸付金	1,672	その他の利益剰余金	23,180
長期前払費用	3,857	別途積立金	200
繰延税金資産	1,159	繰越利益剰余金	22,980
その他の金	4,269	自己株式	△1,158
貸倒引当金	△202	評価・換算差額等	1,758
資産合計	362,968	その他有価証券評価差額金	1,758
		新株予約権	673
		純資産合計	241,251
		負債及び純資産合計	362,968

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2016年1月1日から
2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	507,573
売上原価	292,864
売上総利益	214,708
販売費及び一般管理費	212,071
営業利益	2,636
営業外収入	196
受取利息	5,068
受取配当金	641
受取賃貸料	239
その他	6,145
営業外費用	46
支払利息	66
固定資産売却損	1,267
固定資産除却費	103
その他	97
経常利益	7,200
特別利益	21
固定資産売却益	222
投資有価証券売却益	12,861
抱合株式の消滅差益	6
その他	13,111
特別損失	122
固定資産除却損	44
リース解除違約金	187
事業体制再構築費用	4
減損	13
その他	373
税引前当期純利益	19,939
法人税、住民税及び事業税	223
法人税等調整額	1,325
当期純利益	18,390

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2016年1月1日から
2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2016年1月1日残高	6,499	195,853	14,553	200	8,648
事業年度中の変動額					
資本準備金の取崩	－	△57,600	57,600	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△4,058
当期純利益	－	－	－	－	18,390
自己株式の取得	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	9	－	－
会社分割による減少	－	－	△119	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	△57,600	57,490	－	14,331
2016年12月31日残高	6,499	138,253	72,043	200	22,980

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2016年1月1日残高	△1,178	224,576	2,151	2,151	420	227,148
事業年度中の変動額						
資本準備金の取崩	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	△4,058	－	－	－	△4,058
当期純利益	－	18,390	－	－	－	18,390
自己株式の取得	△6	△6	－	－	－	△6
自己株式の処分	27	37	－	－	－	37
会社分割による減少	－	△119	－	－	－	△119
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	△392	△392	253	△139
事業年度中の変動額合計	20	14,242	△392	△392	253	14,103
2016年12月31日残高	△1,158	238,819	1,758	1,758	673	241,251

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年2月16日

コカ・コーライーストジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷喜彦	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎一彦	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村美由樹	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コカ・コーライーストジャパン株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コカ・コーライーストジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年2月16日

コカ・コーライーストジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中谷喜彦®
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦®
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村美由樹®
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コカ・コーライーストジャパン株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの2016年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2016年1月1日から2016年12月31日までの2016年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法ならびにその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況ならびに結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務ならびに財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役および使用人等との意思疎通ならびに情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）および計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）ならびにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2017年2月17日

コカ・コーライーストジャパン株式会社 監査役会

常勤監査役 永 渕 富 三 ㊟

常勤監査役 杉 田 豊 ㊟

監 査 役 野 崎 貞 夫 ㊟

監 査 役 近 藤 原 臣 ㊟

(注) 常勤監査役永渕富三、監査役野崎貞夫および監査役近藤原臣は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈メモ欄〉

<メモ欄>

<メモ欄>

株主総会会場 ご案内図

開催場所

グランド ハイアット 東京 3階 「グランドボールルーム」

東京都港区六本木6丁目10番3号
電話 (03) 4333-1234 (代表)

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

東京メトロ日比谷線「六本木駅」 1c番出口より

六本木ヒルズ方面 徒歩6分

- 1c番出口より駅直結コンコースを通り、メトロハット内の長いエスカレーターを上がる。
- 森タワーの右側にお進みください。

都営地下鉄大江戸線「六本木駅」 3番出口より

六本木ヒルズ方面 徒歩8分

- 3番出口より地上に出て六本木通りを「六本木ヒルズ」方面へお進みください。(約300m)
- メトロハット脇の階段・エスカレーターを上がり、森タワーの右側にお進みください。

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

